

北海道農業次世代人材投資事業実施要領

	平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号北海道農政部長通知
改正	平成 24 年 9 月 10 日付け経営第 653 号北海道農政部長通知
改正	平成 25 年 2 月 26 日付け経営第 1149 号北海道農政部長通知
改正	平成 25 年 5 月 16 日付け経営第 390 号北海道農政部長通知
改正	平成 26 年 2 月 6 日付け経営第 1879 号北海道農政部長通知
改正	平成 26 年 4 月 1 日付け経営第 105 号北海道農政部長通知
改正	平成 27 年 2 月 3 日付け経営第 1696 号北海道農政部長通知
改正	平成 27 年 5 月 11 日付け経営第 242 号北海道農政部長通知
改正	平成 28 年 4 月 1 日付け経営第 196 号北海道農政部長通知
改正	平成 29 年 4 月 6 日付け経営第 21 号北海道農政部長通知
改正	平成 29 年 8 月 1 日付け経営第 709 号北海道農政部長通知
改正	平成 29 年 9 月 20 日付け経営第 902 号北海道農政部長通知
改正	平成 30 年 5 月 15 日付け経営第 231 号北海道農政部長通知
改正	平成 30 年 10 月 23 日付け経営第 952 号北海道農政部長通知

北海道農業次世代人材投資事業の実施に当たっては、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 259 号農政部長通知）に定めるもののほか、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営 3543 号農林水産省事務次官依命通知）の定めによるものとする。

第 1 事業の内容

北海道の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後に農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付する。

第 2 事業の種類

1 準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、北海道立農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人等（以下「研修機関等」という。）において研修を受ける者に対して資金を交付する事業

2 経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、資金を交付する事業

3 推進事業

事業実施（交付）主体が実施する資金の交付等に係る推進事務を行う事業

4 経営発展支援金事業

経営開始型の交付対象者のさらなる経営発展を支援するための支援金を交付する事業

第3 事業実施（交付）主体

1 準備型

公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）

2 経営開始型

市町村

ただし、29年度以降の新規交付対象者に対する交付は、第6の2（11）に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。

第4 農業次世代人材投資資金の交付要件等

公社又は市町村は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で資金を交付する。

1 準備型

（1）準備型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第5の1の（1）の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。

（ア）就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると道が認める別記の研修機関等で研修を受けること。

（イ）研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

（ウ）別記の2の先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。

c 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。（先進農家等経営概要書や過去の研修実績があるなど、諸般の情報により判断（指導農業士の場合は除く。））。

（エ）国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けて

いないこと。

オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承」という。）とすることを確約すること。

カ 研修終了後に独立・自営就農（2の（1）イに定める要件（ア）のただし書の「交付期間中」を「就農後5年以内」と読み替える）を満たすものに限る。以下同じ。）する予定の場合にあっては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。

キ 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。

（2）交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり150万円とする。また、交付期間は最長2年間とする。

なお、平成29年4月以降に研修を開始する者であって、（1）の（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。

（3）次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、公社は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合。

イ 研修を途中で中止した場合。

ウ 研修を途中で休止した場合。

エ 第5の1の（4）の報告を行わなかった場合。

オ 第6の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと公社が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など）

カ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）別記1第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合。

（4）次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として公社が認めた場合（イの（カ）に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

（ア）（3）のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

（イ）（3）のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

イ 全額返還

- (ア) (3) のオに該当した場合。
- (イ) 研修(第5の1の(7)のアの継続研修を含む。以下同じ。)終了後(研修中止後含む。以下同じ。)1年以内に、原則45歳未満で、独立・自営就農(2の(1)のイに定める要件(ア)のただし書の「交付期間中」を「就農後5年以内」と読み替える)を満たすものに限る。以下同じ。)、雇用就農(農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。)又は親元就農しなかった場合。ただし、第5の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から1年経過後原則1年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。
- (ウ) (2)のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に1の(1)イ(エ)のaの農業経営を実現できなかった場合。
- (エ) 親元就農をした者が、(1)のオで確約したことを実施しなかった場合。
- (オ) 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。
- (カ) 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍((2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。)又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合。ただし、第5の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した場合を除く。
- (キ) 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で第5の1の(7)の報告を行わなかった場合。
- (ク) 虚偽の申請等を行った場合。

2 経営開始型

- (1) 経営開始型の交付対象者の要件は次に掲げるとおりとする。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。

(ア) 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの及び特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の4第6項に規定する特例付加年金の支給を受けるため使用貸借による権利の設定をしている場合及び同条第22項に規定する営農困難時貸付けによる権利の設定をしている場合並びに同法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの特例を受けている場合は、この限りではない。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支が交付対象

者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

エ 青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（別紙様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、イの（ア）及び（イ）の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、（ウ）及び（エ）の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）

カ 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱別記1の人・農地プラン見直し支援等事業を利用せずに、同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）

キ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

ク 原則として一農ネットに加入していること。

ケ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

コ 平成25年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。以下同じ。）

を減じた額に3/5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。また、交付期間は最長5年間（平成29年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分まで）とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、（2）のアの額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

（ア）家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

（イ）主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。

（ウ）夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限り。）に交付期間1年につきそれぞれ（2）のアの額を交付する。

なお、経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

（3）次に掲げる事項に該当する場合、市町村は資金の交付を停止する。

ア （1）の要件を満たさなくなった場合。

イ 農業経営を中止した場合。

ウ 農業経営を休止した場合。

エ 第5の2の（6）の報告を行わなかった場合。

オ 第6の2の（4）の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合（例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定（年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合、市町村から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など）。

カ 農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）別記1第11の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入り調査に協力しない場合。

キ 第6の2（5）の中間評価によりC評価相当と判断された場合

ク 交付対象者の前年の総所得が350万円以上であった場合。（その後、350万円を下回った場合は、翌年から交付を再開することができる。）

（4）次に掲げる要件に該当する場合は交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、ア又はエに該当する場合であつて、病気や災害等のやむを得ない事情として市町村が認めたときはこの限りでない。

ア （3）のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は資金の全額を返還する。

- ウ (1) のイの (ア) のただし書による交付期間中に農地の所有権の移転が行われなかった場合は資金の全額を返還する。
- エ 経営開始型の交付期間（休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還する。ただし、第5の2の（6）のウの手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者及び第6の2（5）の中間評価でC評価相当とされた者を除く。

第5 交付対象者の手続

1 準備型

(1) 研修計画の承認申請

準備型の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し農業経営者育成教育機関を通じて又は先進農家等の所在地の市町村における担い手の育成・確保を総合的に推進する機関（以下「地域担い手育成センターという。）を通じて、公社に承認申請する。

(2) 研修計画の変更申請

(1) の承認を受けた者が研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する。（研修期間の変更を要しない研修内容の追加や月毎の研修内容の順番の入れ替え等の軽微な変更の場合は除く。）

(3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、農業経営者育成教育機関を通じて又は先進農家等の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、交付申請の対象期間が半年未満の場合には、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

(4) 研修状況報告

準備型の交付を受けた者（以下「準備型交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を農業経営者育成教育機関を通じて又は先進農家等の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。提出は半年ごとに行い、交付対象期間経過後、1か月以内に行う。

(5) 交付の中止

準備型交付対象者は、準備型の受給を中止する場合は農業経営者育成教育機関を通じて又は先進農家等の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

(6) 交付の休止

ア 準備型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は農業経営者育成教育機関を通じて又は先進農家等の所在地の地域担い手育成センターを通じて、公社に休止届（別紙様式第7号）を提出する。

イ アの休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届と合わせて（2）の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

（7）研修終了後の報告

ア 就農状況報告

準備型交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

なお、準備型の受給終了後、引き続き受給対象となった研修に準ずる研修（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、公社に承認申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を公社に提出する。継続研修は準備型受給終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として2年以内とする。

継続研修を行う場合、第4の1の（4）のイの（イ）の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、公社に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

イ 住所等変更報告

準備型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を農業経営者育成教育機関を通じて又は地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

ウ 就農遅延報告

準備型交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合には、公社に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了から1年経過後原則1年以内とする。

エ 就農報告

準備型交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農報告（別紙様式第14号）を就農地の地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

オ 就農中断報告

準備型交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

（8）返還免除

準備型交付対象者は、第4の1の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を農業経営者育成教育機関を通じて又は地域担い手育成センターを通じて、公社に提出する。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認申請

経営開始型の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、市町村に承認申請する。

(2) 青年等就農計画等の変更申請

(1)の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する。(追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。)

(3) 交付申請

(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、市町村に資金の交付を申請する。交付の申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、平成29年4月以降の農業経営とする。

(4) 交付の中止

経営開始型の交付を受けた者(以下「開始型交付対象者」という。)は、経営開始型の受給を中止する場合は市町村に中止届(別紙様式第6号)を提出する。

(5) 交付の休止

ア 開始型交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は市町村に休止届(別紙様式第7号)を提出する。

イ アの休止届を提出した開始型交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届(別紙様式第20号)を提出する。

ウ 開始型交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手續に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第4の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

(6) 就農報告等

ア 就農状況報告

開始型交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(別紙様式第9号)を市町村に提出する。

また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌(別紙様式第9-1号-1)を市町村に提出する。

なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(別紙様式第21号)を提出する。

イ 住所等変更報告

開始型交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を市町村に提出する。

ウ 就農中断報告

開始型交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1ヶ月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

(7) 返還免除

開始型交付対象者は、第4の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を市町村に提出する。

(8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれる人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プランの策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

第6 事業実施主体の手続等

1 準備型

(1) 研修計画の承認

ア 公社は、準備型の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

イ 公社は、準備型の交付を受けようとする者の研修機関等が別記の1の(9)又は別記の2の(2)の場合は、研修機関等一覧（別紙様式第22号）を作成し、知事に提出して承認を得るものとする。

ウ 知事は、提出された研修機関等が適当であると認めたときは、承認を行うものとする。

エ 公社は、アの審査の結果、第4の1の(1)の要件を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、関係機関及び団体に構成する審査会で審議を行うものとし、関係者で面接等の実施により行うものとする。

(2) 研修計画の変更の承認

公社は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた公社は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、研修

計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、公社の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた公社は、研修機関や地域担い手育成センター等の関係機関と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合は農業大学校等の農業経営者育成教育機関や地域担い手育成センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

ア 交付対象者への面談

(ア) 技術の習得状況

(イ) 就農に向けた準備状況

イ 指導者への面談

(ア) 技術の習得状況

(イ) 就農に向けた準備状況

ウ 書類確認

(ア) 成績表（農業経営者育成教育機関で研修を受ける場合）

(イ) 出席状況

(5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた公社は、(1)の手順に準じて承認する。

ただし、この場合、「第4の1の(1)の要件」を「第4の1の(1)のア及びイの要件」と読み替えるものとする。

(6) 研修終了後の確認

ア 就農状況の確認

公社は、就農状況報告の提出のあった準備型交付対象者の就農状況を、準備型交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合又は第4の1の(4)のイの(イ)に規定する親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合は、農業経営を継承した又は農地を移転したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認する。

確認は以下のとおり行うこととし、都府県に就農した者については、就農先の都府県（都府県青年農業者等育成センター）と協力し、確認する。

(ア) 開始型交付対象者

2の(4)のアによる確認結果について、経営開始型の市町村（地域担い手育成センター）に照会する。

(イ) 農の雇用事業の研修生となっている者

農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知）別記2の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者

2の(4)の(ア)に準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

公社は、準備型交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から1年経過後原則1年以内とする。また、公社は就農遅延届の提出があった準備型交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

公社は、独立・自営就農する準備型交付対象者から就農報告の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

公社は、準備型交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、公社は就農中断届の提出のあった準備型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

公社は、準備型交付対象者から中止届の提出があった場合又は第4の1の(3)の(ア)、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(8) 交付の休止

ア 公社は、準備型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 公社は、準備型交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができるかと認められる場合は、資金の交付を再開する。

(9) 返還免除

公社は、準備型交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第4の1の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(10) 交付情報等の登録

公社は、研修計画や交付申請書等の提出があった場合、青年就農給付金給付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

2 経営開始型

(1) 青年等就農計画等の承認

市町村は、経営開始型の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第4の2の(1)の要件を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、農業改良普及センター等の関係機関や(11)のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

(2) 青年等就農計画等の変更の承認

市町村は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、(1)の手續に準じて、承認する。

(3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた市町村は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とし、青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。なお、市町村の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

(4) 就農期間中の確認

ア 就農状況の確認

就農状況報告を受けた市町村は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と協力し、青年等就農計画等に即して計画的な就農ができていのかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、(11)のサポートチームを中心に、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者と連携して適切な指導を行う。確認は、就農状況確認チェックリスト(別紙様式第17号)を使い、以下の方法により行う。

(ア) 開始型交付対象者への面談

a 青年等就農計画等達成に向けた取組状況

(イ) 圃場確認

a 耕作すべき農地が遊休化されていないか

b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

a 作業日誌

b 帳簿

c 農地基本台帳の写し

イ 就農中断者の状況確認

市町村は、開始型交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、市町村は就農中断届の提出のあった開始型交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(5) 交付対象者の中間評価

市町村は、開始型交付対象者の交付期間2年目が終了した時点で、当該開始

型交付対象者の中間評価を実施する。

中間評価は、以下の方法により行う。

ア 評価会の設置

市町村は、(11)のサポートチーム、農業改良普及センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会を設置する。

イ 評価方法

市町村は、農業経営基盤強化促進基本構想や(1)の審査の観点等を参考に評価項目、評価基準を設定し、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等も参考にしながら、原則として面接により実施し、ウの評価区分のうち該当する区分に決定する。

ウ 評価区分

評価区分は、原則としてA(良好)、B(やや不良)、C(不良)の3段階とする。

エ 評価結果の取扱い

市町村は、A評価の交付対象者については、引き続き交付を継続する。なお、A評価の交付対象者のうち希望する者については、審査を実施した上で、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知)別記1第10の経営発展支援金を交付する。また、B評価の者については、サポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行う。C評価の者については、資金の交付を中止する。

オ その他

28年度以前に交付対象となった者についても、交付期間中に評価を実施するものとする。

(6) 交付の中止

市町村は、開始型交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第4の2の(3)のア、イ若しくはエからキまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。また、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産省事務次官依命通知)別記1第10の経営発展支援金の交付を受けた者については、交付3年目以降の交付を中止する。

(7) 交付の休止

ア 市町村は、開始型交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 市町村は、開始型交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(8) 返還免除

市町村は、開始型交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第4の2の(4)のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を

免除することができる。

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 人・農地プラン策定市町村と開始型交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) 交付情報等の登録

市町村は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の整備

市町村は、29年度以降の新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、農業改良普及センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（サポートチーム）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、交付対象者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録（別紙様式第17号）を取りまとめるものとする。

また、（5）の中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案をとりまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

(12) 交流会の開催

道は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

(13) 農業共済等の積極的活用

市町村は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

3 交付対象者情報の共有

(1) 道は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、道、公社及び市町村は、交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

(2) 公社又は市町村はデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(3) 都府県で準備型の交付を受けた交付対象者が北海道で就農した場合、就農地の市町村は就農状況の確認に協力する。

(4) 1の（6）のアの照会を受けた経営開始型の市町村は、就農状況の確認に係る情報を提供する。

- (5) 道、公社及び市町村は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第 23 号により適切に取り扱うものとする。

第 7 事業計画等

1 事業計画の作成

(1) 準備型交付計画の作成

- ア 公社は、準備型交付計画（別紙様式第 24 号）を作成し、知事に提出して承認を得るものとする。
- イ 知事は、提出された準備型交付計画の内容が適当であると認めたときは、承認を行うものとする。

(2) 経営開始型交付計画の作成

- ア 市町村は、経営開始型交付計画（別紙様式第 25 号）を作成し、総合振興局長又は振興局長（以下、「総合振興局長等」という。）に提出して承認を得るものとする。
- イ 総合振興局長等は、経営開始型交付計画の承認を行う場合は、あらかじめ農政部長に協議するものとする。

(3) 計画の重要な変更

(1) の準備型交付計画、(2) 経営開始型交付計画について以下の項目につき変更を行う場合は、事業計画の作成の手續に準じて行うものとする。

- ア 新規就農者数に関する目標
- イ 準備型交付計画における資金総額
- ウ 経営開始型交付計画における資金総額の増
- エ 推進事業費の増加

(4) 計画の軽微な変更

市町村が経営開始型交付計画における資金総額の減額変更を行う場合は、(2) のイに定める協議は不要とする。

ただし、総合振興局長等が減額承認を行った場合は、承認した計画書の写しを農政部長に提出すること。

2 事業の着手

- (1) 本事業については、原則として公社又は市町村が北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）第 4 条の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。

- (2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1 の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した北海道農業次世代人材投資事業交付決定前着手届（別紙様式第 26 号）を 1 の (1) にあつては知事、1 の (2) にあつては総合振興局長等に提出するものとする。

- (3) (2) により交付決定前に事業に着手する場合、公社又は市町村は補助金の交付が確実となつてから着手するものとする。また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

3 事業実績の報告

(1) 準備型事業実績の報告

公社は、北海道農業次世代人材投資事業補助金交付要領（平成 24 年 5 月 14 日付け経営第 260 号北海道農政部長通知。以下「交付要領」という。）第 4 の 9 の（1）により、事業実績の報告を行うものとする。

なお、実績報告に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(2) 経営開始型事業実績の報告

市町村は、交付要領第 5 の 9 の（1）により、事業実績の報告を行うものとする。

なお、実績報告に当たっては、関係機関と連携し、交付対象者の経営開始計画の進捗状況、達成状況の評価を行うこととする。

(3) 道によるフォローアップ

ア 知事は（1）の報告を踏まえ、必要に応じ、公社に対し、指導助言を行うものとする。

イ 総合振興局長等は（2）の報告を踏まえ、必要に応じ、市町村に対し、指導助言を行うものとする。

第 8 推進事業

資金の交付事業を推進するため、公社又は市町村は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業費の対象経費は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、公社又は市町村の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- 1 資金の交付事業の実施に関する事務
- 2 資金の交付事業の普及活動
- 3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

第 9 経営発展支援金事業

1 交付対象者

第 6 の 2 の（5）の中間評価で A 評価相当とされた者のうち、経営発展支援金（以下「支援金」という。）の交付を希望する者。

2 交付の手続

(1) 支援金の交付を希望する者は、経営発展支援金交付申請書（別紙様式第 2 号の別添 10。以下「申請書」という。）を交付主体に提出する。

(2) 市町村は、申請書の内容を審査し、交付対象者のさらなる経営発展につながる取組であると認める場合は、承認し、審査結果を交付対象者に通知するとともに、支援金を交付する。

(3) 交付対象者は、承認された内容を実施し、事業完了（取組終了）後 1 か月以内又は該当事業年度の 3 月末日までに経営発展支援金実績報告書（別紙様式第 2 号の別添 10。以下「実績報告書」という。）を提出し、承認を得る。

(4) 市町村は、(3)の実績報告書の内容を審査し、適当であると認める場合は承認し、支援金の精算を行う。

3 交付額

2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付対象者が次年度も経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。

4 支援対象期間

(1) 支援対象期間は最長1年間とする。

(2) 支援の対象となる取組が年度を跨ぐことも可能とする。この場合、交付対象者は年度内に一度、2の(3)の実績報告、市町村は2の(4)の精算を行うものとし、交付対象者は翌年度に再度、2の(1)の交付申請を行うものとする。

5 その他

交付対象者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合について、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担部分に充当することも可能とする。

第10 効率的かつ適正な執行の確保

1 公社又は市町村は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

2 道は、公社又は市町村等の協力を得て、本事業に係る機関等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。

3 道は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、公社、市町村、本事業に係る機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

4 道は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を国に報告する。

附則

この要領は、平成25年5月16日から施行する。

附則

1 この要領は、平成26年2月6日から施行する。なお、施行日までに申請のあったものについては、従前の例によるものとする。

2 ただし、改正後の第4の1の(1)のキ、第4の2の(1)のキ、第6の1の(10)、第6の2の(9)、第6の3の(1)及び(5)については改正後の本要領を適用するものとする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成27年2月3日から施行する。ただし、施行日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第5の1（3）、第5の2（3）、第6の1（3）及び第6の2（3）については、改正後の本要領を適用するものとする。
- 3 改正前の本要領の規定に基づき給付を受けている者が、改正後に第4の2の（2）のイに規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の本要領の適用を受けるものとする。
- 4 改正前の本要領の規定に基づき給付を受けている者について、国の平成26年度補正予算により事業（経営開始型に限る。）を実施する場合は、第5の2の（3）の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附則

- 1 この要領は平成27年4月9日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の1（3）カ及び2（3）カについては、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この通知による改正前の北海道青年就農給付金事業実施要領の規定に基づき実施している事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。
また、改正前の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。
- 3 平成27年2月3日付け経営第1696号による改正前の北海道青年就農給付金事業実施要領の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に第4の2（2）アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要領の適用を受けるものとする。

附則

- 1 この要領は平成29年7月13日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6の1（8）ウ

及び2（7）ウについては、改正後の本要領を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成29年8月29日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この要領は平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式第9-1号、別紙様式9-1号-1、別紙様式第9-3号、別紙様式第19号及び参考様式：旧別紙様式第16号についてはこの通知による改正後を適用するものとする。

附則

- 1 この要領は平成30年10月9日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第5の1（6）ウ及び2（5）ウについては、改正後の本要領を適用するものとする。

準備型における研修機関等

1 農業経営者育成教育機関

- (1) 北海道立農業大学校（養成課程、研究課程、稲作経営専攻研修）
- (2) 国立大学法人 帯広畜産大学草地畜産専修（別科）
- (3) 拓殖大学北海道短期大学（農学ビジネス学科 環境農学コース）
- (4) 学校法人八紘学園 北海道農業専門学校（昼間部）
- (5) 北海道富良野緑峰高等学校（農業特別専攻科）
- (6) 北海道別海高等学校（農業特別専攻科）
- (7) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部 花・野菜技術センター（総合技術研修、専門技術研修）
- (8) 上記に準ずるものとして、市町村等が設置する研修教育機関で知事が認めるもの（研修教育機関概要書の提出）

2 国内の先進農家又は先進農業法人

- (1) 知事が指導農業士として認定した者
- (2) 優れた経営を行い、青年の研修受入体制の整っている農家又は農業法人で、知事が認めるもの（先進農家等経営概要書の提出）

3 海外の先進的農業国における先進農家又は先進農業法人

公益社団法人国際農業者交流協会、公益財団法人北海道農業公社等が実施する農業海外派遣事業による研修先の農家又は農業法人

別表

推進事業費

区 分	内 容	注 意 点
謝 金	事業を実施するために直接に必要な事務を補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	根拠ある単価を設定のこと
旅 費	事業を実施するために直接に必要な公社又は市町村の経費及び専門家等に支払う経費	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者及び公社職員に対して支払う実働に応じた対価、市町村職員の時間外労働に応じた対価）、共済費（臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金）等	
委託費	本事業を他の者に委託するために必要な経費	

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず公社又は市町村で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。